



クロスボウの所持には許可が必要となります！

近年、クロスボウ（ボウガン）を使用した凶悪事件が相次いで発生したことから、銃刀法が改正されました。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 施行期日

令和4年3月15日

《改正銃刀法の概要》

- ◎ 所持が原則禁止され、許可制となります。
- ◎ 使用場所、保管方法に関する規制が行われます。

《規制の対象となるクロスボウは？》

- ◎ 人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウが対象となりますが、具体的な規制対象については、内閣府令で定められます。

クロスボウ（ボウガン）の主な特徴

- ・弦を引いた状態で固定する装置を有する
- ・発射時の音が静か
- ・洋弓や和弓に比べて操作が容易
- ・インターネットで簡単に入手可能



県内の警察署では、無償でクロスボウの引取り・回収を行っています！
現在所持している方は最寄りの警察署に連絡してください。

クロスボウに関する広報動画を公開中！！

動画サイトYouTubeの「福岡県警察公式チャンネル」にて、銃刀法改正に伴うクロスボウの広報動画を公開しています！右の二次元コードからぜひご視聴下さい！



コチラからアクセス！！

自転車盗・オートバイ盗に注意！！

《古賀市内での発生状況》

現在、古賀市内では、JR古賀駅・千鳥駅、アパート等の駐輪場で自転車・オートバイの窃盗事件が多発しています。

《盗難対策》

自転車を駐輪する際には、二重ロック（前輪と後輪の2箇所に鍵を付ける）をして駐輪しましょう。

また、オートバイを駐輪する際は、確実にハンドルロックを行い、ワイヤーロックを積極的に活用しましょう。

我が街を守る立番 パトロール

(粕屋警察署) 092-939-0110